

(具体例)

- ・ 疑いがある入所者・利用者を原則個室に移すこと。
- ・ 個室が足りない場合については同じ症状の人を同室とすること。
- ・ 疑いのある入所者・利用者にケアや処置をする場合には、職員はサージカルマスクを着用すること。
- ・ 罹患した入所者・利用者が部屋を出る場合はマスクをすること。 など。

・ なお、疑いのある入所者・利用者とその他の入所者・利用者の介護等にあたっては、可能な限り、担当職員を分けて対応してください。

(3)その他

・ 神戸市保健所が作成しているチラシ（下記参考資料）を施設内に掲示する等、入所者・利用者にも周知してください。

2. 面会等について

- ・ 面会については、感染経路の遮断という観点から、可能な限り、緊急やむを得ない場合を除き、制限してください。少なくとも、面会者に対して、手洗い、アルコール消毒等を徹底するとともに、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断ってください。
- ・ 委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合についても、手洗い、アルコール消毒等を徹底するとともに、体温を計測してもらい、発熱がある場合には入館を断ってください。

3. 行事の開催について

・ 感染防止の観点から、原則として、会場の状況等を踏まえ、不特定多数の者の集う開催を自粛してください。

<参考>

○新型コロナウイルスについて（神戸市ホームページ）

<https://www.city.kobe.lg.jp/a73576/kenko/health/infection/protection/coronavirus.html>

○神戸市保健所作成チラシ

しっかり手を洗おう（PDF：415KB）

https://www.city.kobe.lg.jp/documents/31680/tearaiposuta_1.pdf

新型コロナウイルス感染症（PDF：360KB）

https://www.city.kobe.lg.jp/documents/31680/shingatacorona_1.pdf

○神戸市 HP（ホーム） > ビジネス > 事業者への各種案内・通知 > 障害福祉事業 > 申請・手続き > 厚生労働省からの通知・各種様式等（事業者向け） > 新型コロナウイルス関連のお知らせ（事業者向け）

<https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/kunituchi-yoshiki/shogaijigyoushinkorona.html>

○新型コロナウイルス感染症防止に関連する放課後等デイサービス事業所等の対応について

<https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/soudangyakutai/20200228.html>

○「高齢者介護施設における感染症対策マニュアル 改訂版」（厚労省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf>

担当：保健福祉局障害者支援課

TEL：322-5230 FAX：322-6065